

社会保険に加入した場合

Q. 職場の健康保険に加入しましたが、国民健康保険の脱退手続きは必要ですか？

A. 他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。14日以内に市役所国保年金課（1階6番窓口）または希望の郷交流センター出張所で手続きをしてください。

必要なもの

- ① 他の健康保険組合の保険証（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ② 三郷市国民健康保険証（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ③ 来庁するかたの本人確認ができるもの（免許証・パスポートなど）
- ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの



国民健康保険税について…加入月にもとづき、月割で再計算します。税額変更後の通知が届く前に納期限が到来する場合、変更前の税額で納付をお願いします。納めていただいた税額が、納めていただくべき税額よりも多い場合は、後日、還付（もしくは充当）通知を送付いたします。

国民健康保険をやめる手続きは郵送でも受付しています

●郵送での手続きを希望する場合は下記の4点を国保年金課へ郵送してください。

届出は、**本人、世帯主または同じ世帯のかた**がおこなってください。

- ① 三郷市国民健康保険証（原本）……他の健康保険に加入したかた全員分
- ② 他の健康保険証の写し（コピー）…他の健康保険に加入したかた全員分
- ③ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）の写し（コピー）
- ④ 届出用紙……………別紙

●保険証（国民健康保険被保険者証）について

他の健康保険の加入日（資格取得年月日もしくは認定年月日）以降に、三郷市の国民健康保険証で受診したかたは、受診した医療機関に新しい保険証の提示をお願いいたします。

他の健康保険組合が負担すべき医療費（7～8割）を三郷市が負担した場合、三郷市に医療費を返納していただき、加入している健康保険組合にご自分で請求しなおしていただく場合があります。

下記を切り取ってご利用ください

キリトリ

〒341-8501

三郷市花和田 648 番地 1

三郷市役所

国保年金課 保険税係 行
(社加)

●問い合わせ先

・脱退手続き・国民健康保険税について
国保年金課保険税係 048-930-7703

・医療費について
国保年金課保険給付係 048-930-7702

午前8:30～午後5:15
(土日・祝日・年末年始をのぞく)

④届出用紙 (郵便申請用)

他の健康保険組合に加入したため、
その旨を届出いたします。

**※届出は、本人、世帯主または同じ世帯の
かたがおこなってください。**

届出人氏名： _____

住所：三郷市 _____

電話： _____

●添付書類

- ①三郷市国民健康保険証原本（全員分）
- ②他の健康保険証のコピー（全員分）
- ③届出人の本人確認書類のコピー
（運転免許証・パスポート等）

なお、国保脱退するかたと別世帯のかた
が届出する場合、下記必要事項を委任者
が記載した委任状を同封してください。

- ①委任者氏名、住所、連絡先
- ②代理人氏名、住所、連絡先
- ③委任内容（国保脱退について）

コピー貼付欄

- ②他の健康保険証のコピー（全員分）
- ③届出人の本人確認書類のコピー
を貼付してください